

神奈川県告示第 12 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 30 年 1 月 16 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

横浜市

2 事業の種類

市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業（上郷公田線道路整備事業）（横浜市栄区桂台西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで）

3 手続が開始される土地

横浜市栄区公田町字中谷地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課